

## 第5章 カナダ

## 第5章 カナダ

第5章 カナダ .....	139
1. 中央省庁の組織機構 .....	139
2. 中央省庁間における「連携」 .....	145
3. スポーツ担当省庁の組織機構.....	147
4. スポーツ担当省と他省庁の「連携」 .....	149
(1) スポーツを通じた健康増進 .....	150
(2) スポーツを通じた地域活性化 .....	153
5. 参考文献.....	154

第5章 カナダ<sup>1</sup>

1. 中央省庁の組織機構<sup>2</sup>

カナダにおける省庁（Departments and Agencies）の設置根拠は、我が国の国家行政組織法に相当する財務管理法（Financial Administration Act (R.S.C.1985, c, F-11)）第2条、第11条、及び別表I（Schedule I）に記載されている<sup>3</sup>。しかし、カナダにおけるすべての行政機関が財務管理法を設置根拠としているわけではなく、会社法を設置根拠とするものもある。会社法を設置根拠とするものには、政府が取締役会のメンバーとなって組織のガバナンス面を監督している会社や、政府が全額または一部出資して株主となっている機関も含まれている。

国家財政委員会事務局（TBS：Treasury Board of Canada Secretariat）は、「カナダ連邦機関（Canadian federal institutions）」という分類概念により、その組織形態（Institutional Form）を設置根拠別、及び、ポートフォリオ（portfolio）<sup>4</sup>別に示している<sup>5</sup>。

図表-5-1 「カナダ連邦機関」の組織形態、設置根拠、機関数（2014年3月31日）<sup>6</sup>

組織形態（Institutional Form）		設置根拠	数
連邦機関 （国有企業以外） Federal Institutions （excluding Crown Agencies）	省 Departments	財務管理法 別表 I	20
	特別業務庁 Special Operation Agencies	省の下部機関	14
	法定機関・その他外庁 Statutory and Other Agencies	財務管理法 別表 I.1	68
	議会事務局 Agencies of Parliament	財務管理法 別表 I.1	7
	省公社 Departmental Corporation	財務管理法 別表 II	14
	サービスエージェンシー Service Agencies	財務管理法 別表 II	3
国有企業 Crown Agencies	国有企業（親会社）Crown Corporations(parent)	財務管理法 別表 III	45
	国有企業の子会社 Subsidiaries	会社法	113
	国有企業の関係会社 Agent Crown corporations	会社法	11
監督対象機関 Relevant Corporate Interests	政府参画企業 Shared-Governance Corporations	会社法	89
	政府出資企業 Joint Enterprise	会社法	2
	混合型企業 Mixed Enterprise	会社法	0
	他国間協定に基づく企業 International Organizations	会社法	15
「カナダ連邦機関」合計			401

（WIP ジャパン（2013a）図表-5-1 のデータを更新）

<sup>1</sup> 本章においてカナダの通貨（カナダドル）を表す場合は、CAD と表記する。

参考までに、2013 年における対円年平均為替レートは、1CAD=94.69 円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

<sup>2</sup> WIP ジャパン（2013a）「平成 24 年度 スポーツ庁の在り方に関する調査研究」第5章カナダ において国家行政組織の全体像の詳しい解説を行っている。本章では同調査報告書から必要な説明部分を転載し、データ等は最新の情報に更新した。[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/chousa/detail/1333391.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1333391.htm)

<sup>3</sup> Treasury Board of Canada Secretariat, Listing of Government of Canada Organizations under the Financial Administration Act (FAA) <http://www.tbs-sct.gc.ca/gov-gouv/tools-outils/org-eng.asp>

<sup>4</sup> ポートフォリオとは「業務責任範囲」と訳されると考えられ、これは大臣を主軸とするものではなく、政府の主要行政分野を主軸として「カナダ連邦機関」を捉えたものであるために、主要行政分野の責任者たる長が必ずしも省の大臣や閣僚であるとは限らない。また、閣僚であるなしに関わらず、大臣が所管する行政分野において負う責任・関与の度合いは、当然ながら省が最も大きい。

<sup>5</sup> Treasury Board of Canada Secretariat, Federal Organizations

<http://www.tbs-sct.gc.ca/ppg-cpr/dep-min-eng.aspx>

<sup>6</sup> Treasury Board of Canada Secretariat, Organizations by Portfolio and Institutional Form, as at March 31st, 2014 <http://www.tbs-sct.gc.ca/reports-rapports/cc-se/institution/organizations-organisations-eng.asp>

図表-5-2 「カナダ連邦機関」の組織形態別定義

組織形態		定義
連邦機関 (国有企業以外)	省 Departments	省は、産業、法務、保健など広範な行政分野にかかる公共政策の形成が省設置法に基づいて行われるものをいう。省は議会により予算が決定され、政策及び行政上の要請に従い、個別に組織編制がなされる。
	特別業務庁 Entities in Departments : Special Operating Agencies	特別業務庁は、特定の省またはエージェンシーの中に設置され、一定の運営権限と独立性、個別の責任を有する。その行政機能は立法によらず、省の副大臣、大臣、財務省によって承認される枠組み協定 (framework agreement) に示される。また、明確な目的をもって直ちに実現・特定なサービスを提供し、省の法的な体制の一部を形成する。省の一部であり、法的に別の存在とは見做されない。
	法定機関・ その他外庁 Statutory & other Agencies	法定機関・その他外庁は、省に比べてより細かい権限規定がなされ、一貫性のある法律等によって特定されるのが一般的である。その行政機能は広範にわたるが、執行機能に特化しているものが多く、一般には政府から距離をとって運営され、一定の自律性を有する。これらは財務管理表別表 1.1 に含まれるものと、行政審判所 (administrative tribunal) のように含まれないものがある。
	議会事務局 Agents of Parliament	議会事務局は、政府の活動の調査を実施する、独立した法定の官職集団のことをいう。議会に仕えて政府を監視する役割を担うため、報告は大臣でなく直接議会に対して行われる。事務局長は下院及び上院の特別決議によって任命される。独立性を保つ観点から、政府執行部による関与は制限されている。
	省公社 Departmental Corporations	省公社は特別法により設置され、サービス、研究活動、規制機能を提供する。議会による議決予算 (及び利用料等) により財政手当がなされ、管理委員会 (governing council) や経営会議 (management board) 等が設置される。
	サービス エージェンシー Service Agencies	サービスエージェンシーは、民間セクターとの競争が動かない分野において、高度に専門的な業務やサービス提供を個別法に基づいて実施する、省公社の一形態である。議会による議決予算や利用料等によって財政手当される。管理経営を行う役員会、個別の組織規定、および責務は個別法において特定されることから、自律性の度合いはサービスエージェンシー毎に異なる。
国有企業	国有企業 (親) Crown Corporations	国有企業は民間セクターを手本に運営される政府の機関であるが、その事業は営利目的と公的政策目的を併せ持つ。国有企業 (親) はカナダ政府が直接保有する企業であり、法律または特許状、あるいはカナダ事業法人法 (the Canada Business Corporations Act) に基づく定款によって設置される。
	国有企業の子会社 Subsidiaries	国有企業の子会社は、1 以上の国有企業により発行株式の全部または一部が所有され、州または連邦の法に基づいて設立されるものをいい、国有企業 (親) により運営される。事業報告は政府に対してではなく国有企業 (親) とその他株主に対して行われるが、発行株式のすべてを国有企業 (親) が有する子会社 (wholly owned subsidiaries) は国有企業 (親) 同様に政府の指示に従う。
	国有企業の 関係会社 Agent Crown corporations	財務管理法第 10 章 (Part X) に定義されている国有企業の関係会社は、議会による立法により政府エージェンシー (agents of the Crown) とされた、または取り扱われた国有企業をいう。これらエージェンシーの地位及び行使し得る政府権限や免責は、議会が定める。例えば、国有企業の関係会社は州及び地方自治体から法人税の免税を受けている。
監督対象機関	政府参画企業 Shared-governance corporations	政府参画企業は、カナダ政府または国有企業による直接的あるいは間接的資本関係はないが、その経営会議メンバーに 1 人以上の政府関係者が指名、または任命されている企業をいう。
	政府出資企業 Joint enterprises	政府出資企業は、その発行株式の一部について、カナダ政府が他の階層の政府と共に持分を有する企業をいう。株主として大臣が政府を代表し、持分に対する権限と責務を執行する。
	混合型企業 Mixed enterprises	混合型企業は、その発行株式の一部について、カナダ政府が他の民間セクターと共に持分を有する企業をいう。株主として大臣が政府を代表し、持分に対する権限と責務を執行する。(注：現在これに該当する企業はない)
	他国間協定に 基づく企業 International organizations	他国間協定に基づく企業は、その企業にカナダ政府が出資あるいは経営会議メンバーの任命権限を有することについて他国間協定を締結している企業をいう。大臣が政府を代表し、協定に従ってカナダに関する権限と責務を執行する。

(WIP ジャパン (2013a) 図表-5-2 を転載)

図表-5-3 「カナダ連邦機関」のポートフォリオ（業務責任範囲）別機関数  
（2014年3月31日）

ポートフォリオ (portfolio: 業務責任範囲)	連邦機関 (国有企業以外)					国有企業				監督対象機関				計	
	省	特別業務庁	他外庁	法定機関・その他	議事事務局	省公社	エンシー	サービスエーじ	国有企業(親)	完全子会社	その他子会社及び関係会社	政府参画企業	政府出資企業		混合型企業
先住民及び北方開発 Aboriginal Affairs and Northern Development	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	9
農務及び農産食品 Agriculture and Agri-Food	1	1	3	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	10
大西洋経済促進局 Atlantic Canada Opportunities Agency	0	0	1	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	6
民族遺産及び公用語 Canadian Heritage and Official Languages	1	2	8	0	1	0	0	10	0	7	13	0	0	1	43
市民権及び移民 Citizenship and Immigration	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
ケベック経済開発局 Economic Development Agency of Canada for the Regions of Quebec	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
雇用及び社会開発 Employment and Social Development	1	0	9	0	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	15
環境 Environment	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	3	11
財務 Finance	1	0	4	1	0	0	0	6	34	0	1	0	0	6	53
漁業及び海洋 Fisheries and Oceans	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4
外務及び国際貿易 Foreign Affairs and International Trade	1	1	0	0	0	0	0	4	1	0	2	0	0	5	14
保健 Health	1	0	3	0	1	1	0	0	0	0	8	0	0	0	14
産業 Industry	1	3	5	0	3	0	0	3	5	0	3	0	0	0	23
インフラ及びコミュニティ Infrastructure and Communities	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
司法 Justice	1	0	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
国防 National Defence	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
歳入 National Revenue	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
天然資源 Natural Resources	1	0	2	0	1	0	0	1	2	0	6	1	0	0	14
枢密院 Privy Council	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8
公共安全 Public Safety	1	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
公共事業及び政府業務 Public Works and Government Services	1	1	1	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	0	9
運輸 Transport	1	0	2	0	0	0	0	12	6	4	42	0	0	0	67
国家財政委員会 Treasury Board	1	0	0	2	1	0	0	1	56	0	0	0	0	0	61
復員軍人 Veterans Affairs	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
西部経済多角化 Western Economic Diversification	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
合計	20	14	68	7	14	3	3	45	113	11	89	2	0	15	401

(WIP ジャパン (2013a) 図表-5-3 を更新)

図表-5-4 省 (Departments) 20 省一覽

FIP 上の一般名称 (英語)	法律上の正式名称 (英語)	略称	省の日本語訳称 <sup>7</sup>
Agriculture & Agrifood Canada	Department of Agriculture and Agri-Food	AAFC	農務農産食品省
Canadian Heritage	Department of Canadian Heritage	PCH	民族遺産省
Citizenship & Immigration Canada	Department of Citizenship and Immigration	CIC	市民権移民省
Employment and Social Development Canada	Department of Employment and Social Development	ESDC	雇用社会開発省 <sup>8</sup>
Department of Finance Canada	Department of Finance	FIN	財務省
Fisheries & Oceans Canada	Department of Fisheries and Oceans	DFO	漁業海洋省
Foreign Affairs & International Trade	Department of Foreign Affairs and International Trade	DFAIT	外務国際貿易省
Health Canada	Department of Health	HC/SC	保健省
Aboriginal Affairs and Northern Development Canada	Department of Indian Affairs and Northern Development	INAC	先住民事項北方開発省
Industry Canada	Department of Industry	IC	産業省
Justice Canada	Department of Justice	DOJ/Jus	司法省
National Defence	Department of National Defence	DND	国防省
Natural Resources Canada	Department of Natural Resources	NRCan	天然資源省
Public Safety Canada	Department of Public Safety and Emergency Preparedness	PS	公安非常時対応準備省
Public Works & Government Services	Department of Public Works and Government Services	PWGSC	公共事業調達省
Environment Canada	Department of the Environment	EC	環境省
Transport Canada	Department of Transport	TC	運輸省
Treasury Board	Treasury Board	TB	国家財政委員会
Veterans Affairs Canada	Department of Veterans Affairs	VAC	復員軍人省
Western Economic Diversification Canada	Department of Western Economic Diversification	WD	西部経済多角化省

(WIP ジャパン (2013a) 図表-5-4 を更新)<sup>9</sup>

2011年5月18日に発足したハーパー内閣は、2011年7月4日、2013年2月22日、2013年3月14日、2014年3月19日に内閣改造を実施している。カナダでは、閣僚のことを The Ministry と呼び、大臣 (Minister)、副大臣 (Associate Minister)、担当国務大臣 (Minister of State) の後に括弧書きで担当ポートフォリオが示される者) により構成される。大臣は必ず省の長であるが、担当国務大臣は省の長ではなく、大臣が所管する複数のポートフォリオのうち一部を担当する大臣である。

大臣のタイトルだけでは区別が困難なものとして、特定分野について担当する特命大臣 (Ministers-Selected Responsibilities) があり、女性の地位、カナダ小麦局、仏語圏諸国連合、スポーツ、の4つのポートフォリオに対して任せられ、特命大臣はそのタイトルが Minister for~で始まる。しかしスポーツ担当大臣だけは Minister of State(Sport) となっている。これは、他3つのポートフォリオは省の大臣が兼務しており、どちらの大臣タイト

<sup>7</sup> 本省の日本語訳称は、在日カナダ大使館、本邦外務省が用いているものを参考に直した。

<sup>8</sup> 人的資源技能開発省 (HRSDC: Department of Human Resources and Skills Development) は、2014年1月6日付で雇用社会開発省 (ESDC) に名称を変更した。これは、2013年予算執行法 (経済行動計画 2013, No.2) の改正を受けて実施されたものである。2013 Federal Budget No. 2 (Bill C-4) <http://www.humanresourceslegislativeupdate.com/general-employment/2013-federal-budget-no-2-bill-c-4-1/>

<sup>9</sup> Financial Administration Act R.S.C., 1985, c. F-11, Schedule I <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-11/FullText.html#h-4>

ルが主であるかを明確にするために特命ポートフォリオの大臣タイトルに接続詞 for が用いられているものである。

なお、2013年7月14日以降閣僚名簿に記載されていないカナダ小麦局特命担当大臣ポストについては、農務・農産食品大臣が実質的に兼務している<sup>10</sup>。

図表-5-5 閣僚名簿（2014年3月19日）<sup>11</sup>

閣僚	氏名
首相 Prime Minister	スティーブン・ジョセフ・ハーパー Stephen Joseph Harper
先住民・北方開発大臣 Minister of Aboriginal Affairs and Northern Development	ベルナルド・ヴァルクール Bernard Valcour
国防大臣 Minister of National Defence	ロバート・ダグラス・ニコルソン Robert Douglas Nicholson
法務大臣 兼 司法長官 Minister of Justice and Attorney General of Canada	ピーター・ゴードン・マッケイ Peter Gordon MacKay
保健大臣 Minister of Health	ローナ・アンブローズ Rona Ambrose
公共事業・政府業務大臣 Minister of Public Works and Government Services	ダイアン・フィンリー Diane Finley
外務大臣 Minister of Foreign Affairs	ジョン・ベアード John Baird
国家財政委員会議長（予算庁長官） President of the Treasury Board	トニー・クレメント Tony Clement
与党上院院内総務 Leader of the Government in the Senate	ピーター・ヴァンローン Peter Van Loan
雇用・社会開発大臣 Minister of Employment and Social Development	ジェイソン・ケニー Jason Kenney
農務・農産食品大臣 Minister of Agriculture and Agri-Food	ジェリー・リッツ Gerry Ritz
国際開発大臣 兼 仏語圏諸国連合特命大臣 Minister of International Cooperation and Minister for La Francophonie	クリスチャン・パラディ Christian Paradis
産業大臣 Minister of Industry	ジェームズ・ムーア James Moore
社会資本・地域社会・政府間関係大臣 兼 ケベック地域経済開発庁担当国務大臣 Minister of Infrastructure, Communities and Intergovernmental Affairs and Minister of the Economic Development Agency of Canada for the Regions of Quebec	ドニ・ルベール Denis Lebel
環境大臣 兼 北方経済開発庁大臣 Minister of the Environment, Minister of the Canadian Northern Economic Development Agency and Minister for the Arctic Council	レオナ・アグルカック Leona Aglukkaq
運輸大臣 Minister of Transport	リサ・レイト Lisa Raitt
漁業海洋大臣 Minister of Fisheries	ゲイル・シェイ Gail Shea
復員軍人大臣 Minister of Veterans Affairs	ジュリアン・ファンティノ Julian Fantino
公安・非常時対応準備大臣 Minister of Public Safety and Emergency Preparedness	スティーブン・ブレイニー Steven Blaney
国際貿易大臣 Minister of International Trade	エド・ファスト Ed Fast
財務大臣 Minister of Finance	ジョー・オリヴァー Joe Oliver
歳入大臣 Minister of National Revenue	ケリー・リン D. フィンレイ Kerry-Lynne D. Findlay
カナダ民族遺産・公用語担当大臣 Minister of Canadian Heritage and Official Languages	シェリー・グロヴァー Shelly Glover
市民権移民大臣 Minister of Citizenship, Immigration	クリス・アレグザンダー Chris Alexander

<sup>10</sup> Parliament of Canada, Ministers Responsible for the Canadian Wheat Board  
<http://www.parl.gc.ca/Parlinfo/Compilations/FederalGovernment/MinistersResponsible.aspx>

<sup>11</sup> Prime Minister of Canada, Stephen Harper, The Ministry  
<http://www.pm.gc.ca/eng/cabinet.asp>

## 第5章 カナダ

閣僚	氏名
労働大臣 兼 女性の地位特命大臣 Minister of Labour and Minister for Status of Women	ケリー・リーチ Kellie Leitch
天然資源大臣 兼 北オンタリオ経済開発庁担当国務大臣 Minister of Natural Resources and Minister for the Federal Economic Development Initiative for Northern Ontario	グレッグ・リックフォード Greg Rickford
中小企業・観光担当国務大臣 Minister of State (Small Business and Tourism)	マクシム・ベルニエ Maxime Bernier
外務領事担当国務大臣 Minister of State (Foreign Affairs and Consular)	リン・イエリック Lynne Yelich
南オンタリオ経済開発庁担当国務大臣 Minister of State (Federal Economic Development Agency for Southern Ontario)	ギャリー・グッドイヤー Gary Goodyear
大西洋地域開発庁担当国務大臣 Minister of State (Atlantic Canada Opportunities Agency)	ロブ・ムーア Rob Moore
国務大臣 兼 下院院内幹事長 Minister of State and Chief Government Whip	ジョン・ダンカン John Duncan
多文化主義担当国務大臣 Minister of State (Multiculturalism)	ティム・アパル Tim Uppal
高齢者担当国務大臣 Minister of State (Seniors)	アリス・ウォン Alice Wong
スポーツ担当特命担当大臣 Minister of State (Sport)	バル・ゴサル Bal Gosal
財務担当国務大臣 Minister of State (Finance)	ケヴィン・ソレンソン Kevin Sorenson
民主改革担当国務大臣 Minister of State (Democratic Reform)	ピエール・ポワリーブル Pierre Poilievre
社会開発担当国務大臣 Minister of State (Social Development)	キャンディス・バーゲン Candice Bergen
西部経済多様化担当国務大臣 Minister of State (Western Economic Diversification)	ミシェル・ルンペル Michelle Rempel
科学技術担当国務大臣 Minister of State (Science and Technology)	エド・ホルダー Ed Holder

(注) カナダでは、閣僚 (The Ministry) に政務官 (Parliamentary Secretary) を含まない。各省の政府部門は、通常は大臣—担当国務大臣—政務官のラインで構成され、国防省だけは大臣—副大臣—大臣政務官のラインとなっている。

2. 中央省庁間における「連携」

カナダ連邦政府は 2000 年代より、複数の省庁にまたがる政策を水平的連携政策（Horizontal Initiatives）と呼ばれる手法により推進し<sup>12</sup>、政策評価の枠組みに取り入れており、TBS（Treasury Board of Canada Secretariat；国家財政委員会事務局）が主要な水平的連携政策を統括している<sup>13</sup>。

TBS による水平的連携政策の定義は、以下の通りである<sup>14</sup>。

水平的連携政策は、2 個以上の機関が共通のアウトカムを共に達成するため、予算に関する合意書（例：閣議書、国家財政委員会の承認書、連邦政府/州政府間の合意書）を締結する政策（initiative）と定義される。連携の相手方（partners）は他省のほか、エージェンシー、連邦政府機関、非政府機関または民間の機関なども含まれる。

また、TBS が統括する水平的連携政策の対象となる政策は、以下の通りである。

- 当該政策全体に対する連邦政府の財政支援総額が 1 億カナダドルを超えるもの、または
- 連邦政府の優先事項の達成に不可欠なもの、または
- 極めて高い公共の利益に資するもの

水平的連携政策の状況は、TBS がウェブサイト上にデータベースとして掲載している。このデータベースからは、政策の主導機関(Lead Organizations)、連携の相手方機関(Partner Organizations)、実施会計年度、予算上の行政分野、の別により、現在までにおいてどの行政機関のどのような政策分野において連携が行われたかがわかるようになっている。

例えば、カナダ民族遺産省が主導機関となった水平的連携政策は6個が掲載されており、6個の政策のうち他省庁等との連携がなされたものは 2010 年冬季五輪競技大会<sup>15</sup>、今後連携が予定されているものは 2015 年パンアメリカン競技大会<sup>16</sup>の、合計 2 個である。

図表－5-6 水平的連携政策の例－2010 年冬季五輪競技大会

水平的連携政策の名称	2010 年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会－目標達成に向けて
政策の主導機関	カナダ民族遺産省
主導機関における所管事項	スポーツ
政策の実施期間	2003 年 4 月～2012 年 3 月
連邦政府財政支援総額	582,865 百万カナダドル
連携の相手方機関	王立騎馬警察、入国管理局、市民権移民省、安全情報局、国防省、産業省、公共保健局、公安局、交通省、保健省、沿岸警備隊、郵政局、枢密院事務局
政策のガバナンス機関	2010 年連邦政府大会事務局（FCC） 関係機関代表者ワーキンググループ（RWG）

なお、水平的連携政策が連邦政府機関を主導機関とする連携であるのに対し、連邦政府

<sup>12</sup> 水平的連携政策の枠組みは、連邦政府が 2001 年に CCMD（Canadian Centre for Management Development; カナダ行政研究センター）に研究を委託した成果が反映されている。CCMD（2001）‘MOVING from the HETROIC to the EVERYDAY: Lessons learned from leading horizontal projects - CCMD roundtable on the management of horizontal initiatives’

<sup>13</sup> 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2008）「カナダにおける複数府省にまたがる政策の評価に関する調査研究」総務省行政評価局委託  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/chousakenkyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html)

<sup>14</sup> TBS, Horizontal Initiatives Database <http://www.tbs-sct.gc.ca/hidb-bdih/home-accueil-eng.aspx>

<sup>15</sup> 2010 Olympic and Paralympic Winter Games – Delivering on our Commitments  
<http://www.tbs-sct.gc.ca/hidb-bdih/initiative-eng.aspx?Org=21&Hi=11>

<sup>16</sup> Toronto 2015 Pan American and Parapan American Games - Essential Federal Services  
<http://www.tbs-sct.gc.ca/hidb-bdih/initiative-eng.aspx?Org=21&Hi=128>

## 第5章 カナダ

と州/準政府の間における政策の連携は ‘FPT (Federal/ Provincial/ Territorial) Agreements’ と呼ばれる、政府間政策 (intergovernmental policy) の策定に係る合意形成手続がとられる。これは 1868 年に移民局の設置について連邦政府と州/準政府の間で合意がなされて以来の伝統的な政策連携手法であり、現在に至るまでさまざまな行政分野において活用されている<sup>17</sup>。

---

<sup>17</sup> カナダの政府間政策については、WIP ジャパン (2013) 「平成 25 年度スポーツ政策調査研究 (海外のスポーツ基本計画に関する調査研究) 第5章カナダ」に詳しく解説している。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/chousa/detail/1342182.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1342182.htm)

3. スポーツ担当省庁の組織機構

カナダのスポーツ担当省庁は、カナダ民族遺産省（Canadian Heritage; 以下、民族遺産省）である。スポーツに関する主務大臣は、カナダ民族遺産公用語大臣（Minister of Canadian Heritage and Official Languages）であり、2014年8月現在、ハーパー内閣においてシェリー・グロヴァー（Shelly Glover）氏が務めている<sup>18</sup>。

民族遺産公用語大臣のスポーツ行政に関する責務を補佐する閣外大臣として、スポーツ担当国務大臣（Minister of State(Sport)）が充てられ、2011年5月18日以降現在、バル・ゴサル（Bal Gosal）氏が務めている<sup>19</sup>。

図表-5-7 カナダのスポーツ行政を所管する大臣

スポーツ担当省の大臣	ポートフォリオ
シェリー・グロヴァー カナダ民族遺産公用語大臣 Shelly Glover, Minister of Canadian Heritage and Official Languages	民族遺産省及び同省の関連機関（the Portfolio Crown corporations and other organizations）の責任を負う ●民族遺産省 文化、芸術、歴史遺産、公用語、市民権及び社会統合、女性の地位、先住民、青年、スポーツイニシアティブ
バル・ゴサル スポーツ担当特命大臣 Bal Gosal, Minister of State(Sport)	スポーツカナダ、及び国際スポーツ（アンチドーピングを含む）の責任を負う

図表-5-8 民族遺産省の職員数 計画（単位：人、全日換算）<sup>20 21</sup>

プログラム配置構造 Program Alignment Architecture	2011-12	2012-13	2013-14
	当初計画	計画	計画
合計	1,752.8	1,746.3	1,713.0
文化 Arts	144.1	139.7	139.7
文化産業 Cultural Industries	193.7	191.2	189.8
民族遺産 Heritage	156.3	156.2	156.2
カナダ広報振興 Promotion of and Attachment to Canada	57.5	57.5	57.5
コミュニティ参画 Engagement and Community Participation	115.2	115.2	115.2
公用語 Official Languages	77.9	77.9	64.5
スポーツ Sport	103.5	103.5	103.5
人事総務 Internal Services	904.6	905.0	904.6

民族遺産省の官僚機構は、事務次官（Deputy Minister）及び次官補（Associate Deputy Minister）の2名が省のトップ官僚（Senior Officials）として省全体を統括する。

次官補の下には官房長、広報官、審議官等の省幹部と、省幹部と同等クラスの副次官補（Assistant Deputy Minister）が配置され、副次官補らが各々4つの総局（Branch）を統括する。スポーツカナダは「スポーツ・主要大会・地域総局（Sport, Major Events and Regions Branch）」の下に置かれる「局（Directorate）」という位置づけにある。

<sup>18</sup> Canadian Heritage, The Honourable Shelly Glover <http://pch.gc.ca/eng/1374240941575>

<sup>19</sup> Canadian Heritage, The Honourable Bal Gosal <http://pch.gc.ca/eng/1311957715450>

<sup>20</sup> Canadian Heritage, 2011-12 Report on Plans and Priorities

<http://www.tbs-sct.gc.ca/rpp/2011-2012/inst/pch/pch-eng.pdf>

<http://www.pch.gc.ca/pc-ch/publctn/rpp2012-13/index-eng.cfm>

<sup>21</sup> Canadian Heritage, 2011-12 Departmental Performance Report

<http://www.pch.gc.ca/eng/1349272778481>

図表—5-9 民族遺産省の組織機構（2014年7月時点）<sup>22</sup>

- 事務次官 Deputy Minister
- 次官補 Associate Deputy Minister
  - 官房長 Director General, Human Resources and Workplace Management（人的資源職場管理局長）
  - 広報審議官 Director General, Communications
  - 秘書官 Corporate Secretary
  - ポートフォリオ審議官 Director General, Portfolio Affairs
  - 法務審議官 Executive Director and General Counsel – Legal Services
  - 監査審議官 Chief Audit Executive
  - 統括審議官 Chief of Staff to The Deputy Minister
  - 監察官 Ombudsman, Office of Values and Ethics
  - 副次官補 Assistant Deputy Minister, Cultural Affairs（文化政策総局長）
    - 部長 Director, Cultural Sector Investment Review（文化行政評価担当）
    - 政策局長 Director General, Copyright and International Trade Policy（著作権国際取引政策担当）
    - 政策局長 Director General, Arts Policy（文化政策担当）
    - 部長 Director, Strategic Policy and Management（戦略政策企画担当）
    - 政策局長 Director General, Broadcasting and Digital Communications（放送デジタル通信担当）
    - 政策局長 Director General, Cultural Industries（文化産業担当）
  - 副次官補 Assistant Deputy Minister, Citizenship and Heritage（市民権民族遺産総局長）
    - 政策局長 Director General, Official Languages Support Programs（公用語振興担当）
    - 政策局長 Director General, Citizen Participation（市民参画担当）
    - 政策局長 Director General, Strategic Management and Human Rights（戦略運営人権担当）
    - 政策統括官 Executive Director, Heritage（遺産担当）
      - 政策局長 Director General, Canadian Heritage Information Network (Soa)（民族遺産情報ネットワーク担当）
      - 政策局長 Director General, Canadian Conservation Institute（文化財保存研究所長）
  - 副次官補 Assistant Deputy Minister, Sport, Major Events and Regions（スポーツ・主要大会・地域総局長）
    - 政策局長 Director General, Major Events and Celebrations（主要大会・祝典担当）
    - 政策局長 Director General, Sector Management and Regional Affairs（地域調整担当）
    - 政策局長 Director General, Sport Canada（スポーツカナダ局長）
    - 政策局長 Director General, Capital Experience（大会財務担当）
    - 地域政策統括官 Regional Executive Director, Prairies And Northern Region（平原州北部州担当）
    - 地域政策統括官 Regional Executive Director, Atlantic Region（大西洋州担当）
    - 地域政策統括官 Regional Executive Director, Quebec Region（ケベック州担当）
    - 地域政策統括官 Regional Executive Director, Western Region（西部州担当）
    - 地域政策統括官 Regional Executive Director, Ontario Region（オンタリオ州担当）
  - 副次官補 Assistant Deputy Minister, Strategic Policy, Planning and Corporate Affairs（企画総務総局長）
    - 最高財務責任者 Chief Financial Officer And Director General, Financial Management
    - 政策局長 Director General, Strategic Policy, Planning and Research（調査企画担当）
    - 最高情報責任者 Chief Information Officer
    - 部長 Director, Evaluation Services（事業評価担当）

<sup>22</sup> Canadian Heritage, Organizational Chart (as of July 2014)  
<http://pch.gc.ca/eng/1267491739515/1254131933504>

4. スポーツ担当省と他省庁の「連携」

カナダにおける近年のスポーツ政策のうち、本調査の調査対象である6つの政策項目について、スポーツ担当省である民族遺産省スポーツカナダ局と他省との連携/協力に着目して簡潔に整理すれば、次のように示される。

図表-5-10 6つの政策項目における民族遺産省スポーツカナダ局と他省の連携状況

政策項目	スポーツカナダ局の役割	他省との連携/協力	概要	本項における小項目
① スポーツを通じた健康増進	所管	保健省 (主管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツカナダ局は当政策に主体的な関与をせず。</li> <li>保健省 カナダ公衆保険庁 (PHAC) は疾病予防の観点から年齢層別の身体活動レベルのガイドラインを発出したが、スポーツカナダ局はこれに関与せず。</li> <li>2010年、保健省の主導により、連邦政府-州/準州政府の保健担当大臣らが「子供の肥満予防対策に係る政策枠組み宣言」の合意を果たし、翌2011年にはスポーツ担当大臣らが是認。</li> </ul>	(1)
② 障害者スポーツの振興	主管	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツカナダ局の役割はカナダパラリンピック委員会に対するスポーツ援助プログラムによる財政支援であり、同委員会が障害者スポーツ団体に補助金を再交付する形で支援を実施。</li> </ul>	-
③ スポーツ産業の振興や、スポーツ産業との連携を通じた競技力強化	-	産業省 (主管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツカナダ局は当政策を主体的に関与せず。</li> <li>観光政策のポートフォリオは、現ハーバー内閣では2010年1月18日まで存在した中小企業観光省が、以降は産業省が所管。</li> <li>スポーツ観光に関しては、2003年に民族遺産省の主導により、「連邦-州/準州文化/民族遺産及び観光政策 (FPTTI)」が是認<sup>23</sup>。</li> <li>スポーツカナダ局は大規模スポーツイベントの招致によるスポーツ観光の振興を図るべく、CSTA (Canadian Sport Tourism Alliance) を通じて招致活動する自治体を支援<sup>24</sup>。</li> </ul>	-
④ 地域のスポーツ施設の整備	-	州・自治体 (主管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツカナダ局は当政策に関与せず。</li> <li>地域のスポーツ施設の整備は、州/準州または自治体レベルで実施される。</li> <li>公的なスポーツ施設やアリーナの建設等には、交通省インフラ庁の補助金プログラム「地域インフラ改善ファンド (Community Infrastructure Improvement Fund)」が公的事業主体に対して適用される<sup>25</sup>。</li> </ul>	-
⑤ スポーツを通じた地域活性化	主管	連邦政府機関 (協力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツを通じた地域活性化は州/準州のスポーツ担当省局が主管。</li> <li>国際スポーツイベント招致の枠組みはスポーツカナダ局が主管。</li> <li>2008年1月の「国際スポーツイベント招致に関する連邦政策」は、招致の目的として地域活性化を掲げ、スポーツカナダ局は財政支援のための大会招致プログラム (Hosting Program) を提供するもの。招致にあたっては関係政府機関が民族遺産省と覚書 (MOU) を締結してサービスを提供することを前提。</li> </ul>	(2)
⑥ スポーツを通じた国際交流・貢献の推進	-	外務国際貿易省 (主管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツカナダ局は当政策に関与せず。</li> <li>20か国以上の発展途上国の子供らを対象にスポーツ活動支援を行う非営利団体「Right to Play」(本部トロント、米国・ノルウェー・オランダ・スイス・イギリスに各国拠点) は外務国際貿易省が財政支援<sup>26</sup>。</li> </ul>	-

以下に、民族遺産省スポーツカナダ局と他省との連携/協力の例がみられる2つの政策項目について解説する。

<sup>23</sup> Federal-Provincial-Territorial Culture/Heritage and Tourism Initiative (FPTTI)

<http://www.pch.gc.ca/eng/1292263343807/1292264400661>

<sup>24</sup> Canadian Sport Tourism Alliance (CSTA) <http://canadiansporttourism.com/about-csta/about-csta.html>

<sup>25</sup> Canada's Economic Action Plan, Community Infrastructure Improvement Fund

<http://actionplan.gc.ca/en/initiative/community-infrastructure-improvement-fund>

<sup>26</sup> Right to Play <http://www.rightrightplay.com/moreinfo/aboutus/Pages/default.aspx>

Foreign Affairs, Trade and Development of Canada, press release 'Canada and Right To Play work together to improve the lives of children and youth' May 27, 2013

(1) スポーツを通じた健康増進

カナダにおいてスポーツを通じた健康増進政策は、保健省がカナダ公衆保健庁（PHAC）<sup>27</sup>を通じて疾病予防の観点から年齢層別の身体活動レベルのガイドラインを発出するなど、専ら保健省の主導により推進されており、スポーツ担当省である民族遺産省スポーツカナダ局による主体的な関与は見られない。

しかし、2011年に連邦政府と州/準州政府が、保健行政とスポーツ行政という異なる行政事項をまたがって担当大臣間で是認した「子供の肥満予防：健康的な体重維持の啓発活動に向けた連邦-州/準州の政策枠組み、以下、‘政策枠組み’」<sup>28</sup>は、共通する行政課題の推進のために連邦政府-州政府-準州政府間の管轄権を超えた連携が行われた例と捉えられる。

図表-5-11 ‘政策枠組み’の成立及び実施過程

成立日	担当大臣総会	合意事項
2010年9月14日	連邦政府-州/準州政府保健担当大臣総会	①「予防保健啓発宣言」を是認 ②「子供の肥満予防：健康的な体重維持の啓発活動に向けた連邦-州/準州の政策枠組み」を承認
2011年2月11日	連邦政府-州/準政府スポーツ担当大臣総会	③「子供の肥満予防啓発宣言：健康的な体重維持の啓発活動に向けた連邦-州/準州の政策枠組み」を是認
2011年3月7日	—	④「我らの健康と未来：健康的な体重維持に関する国民対話報告書」の公表（カナダ公衆衛生庁）

① 「予防保健啓発宣言」の保健担当大臣らによる是認

2010年9月14日、ニューファンドランド・ラブラドール州セントジョンズ市で開催された連邦政府-州/準政府保健担当大臣年次総会において、‘予防保健啓発宣言（Declaration on Prevention and Promotion）’が是認された<sup>29</sup>。

‘予防保健啓発宣言’は、疾病、障害、ケガを予防し健康増進を図ることが国家的な保健システムの持続性に不可欠とのビジョンを掲げ、連邦政府及び各州/準政府が、民間企業、非営利団体、自治体、学校・大学、コミュニティ、ザ・ファースト・ネイションズ<sup>30</sup>、イヌイト及びメイティとの連携を図り、国民があらゆる意味において健康であることを目指し、

<sup>27</sup> カナダ公衆保健庁（PHAC: Public Health Agency of Canada）は、保健省の内局（Branch）ではなく外局（Agency）である。しかし、事務方のトップに事務次官の次席である次官補（Associate Deputy Minister）を据えた組織であることから、邦語文献には「カナダ公衆保健局」と訳すものもある。

Health Canada, Branches and Agencies <http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/branch-dirgen/index-eng.php>  
PHAC, Organizational Chart [http://www.phac-aspc.gc.ca/about\\_apropos/org-eng.php](http://www.phac-aspc.gc.ca/about_apropos/org-eng.php)

<sup>28</sup> Curbing Childhood Obesity: A Federal-Provincial-Territorial Framework for Action to Promote Healthy Weights <http://www.phac-aspc.gc.ca/hp-ps/hl-mvs/framework-cadre/index-eng.php>

<sup>29</sup> なおケベック州は、‘予防保健啓発宣言’及び‘政策枠組み’の共通目標を共有し州としての推進を図り、連邦政府及び他の州/準州政府との情報交換は行うが、当政策領域における全カナダ的戦略の推進には加わらない、というオプティングアウト条件を付している。

Annual Conference of Federal-Provincial-Territorial Ministers of Health, September 14, 2010, St. John's, Newfoundland and Labrador <http://www.scics.gc.ca/english/conferences.asp?a=viewdocument&id=153>

<sup>30</sup> ザ・ファースト・ネイションズ（The First Nations）とは、イヌイト（Inuit）とメイティ（Métis）を除く、国内に数多く存在するカナダ先住民族の総称であり、法律、行政制度、政府統計などで用いられる。1876年インディアン法において1939年まで対象外とされ最近まではエスキモーと呼ばれていたイヌイトと、ヨーロッパ人と北米インディアンの混血民で先住民族としての完全な自治権が今なお与えられていないメイティは含まれない。参考：綾部恒雄監修、富田虎男、スチュワート・ヘンリ編（2005）「世界の先住民族—ファースト・ピープルの現在—07 北米」明石書店

予防保健活動を最優先とした健康増進のための国家的な方針を明確化したものである<sup>31</sup>。

当宣言の是認にあたり、保健担当大臣らは、健康であるという状態はどういうことかについて、政府内外においてさらなる検討をすべきこと、また、予防保健政策においては保健セクター以外の環境、経済、教育、地域セクターによる総合的なアプローチが必要であること、との意見で一致した<sup>32</sup>。

## ②「子供の肥満予防」政策枠組みの策定

‘予防保健啓発宣言’が是認された2010年9月14日、連邦政府及び州/準州政府の保健担当大臣らは共同で、‘子供の肥満予防：健康的な体重維持の啓発活動に向けた連邦-州/準州の政策枠組み（以下、政策枠組み）’の策定を提案した<sup>33</sup>。

‘政策枠組み’は、カナダ国民の主要な死因が慢性疾患によるものであり、国としての慢性疾患の予防対策が遅れているという危機感から提案されたもので、体重が平均以上か肥満状態と判断される子供が4人に1人を超えており、2型糖尿病などの本来は成人に特有とされる慢性疾患が子供にもみられる現状に鑑みて、幼少時の肥満を防止することで後年における疾患の発生を予防することができる、という考えに基づくものである<sup>34</sup>。

連邦政府及び州/準州政府の保健担当大臣らは‘政策枠組み’における子供の定義を18歳未満と定め、各々が子供の肥満防止に係る政策を策定することを優先事項とし、以下の事項についてさまざまな行政分野との連携を図りながら実施する方針とした。

- ・子供たちが、身体活動及び健康な食生活習慣に関する適切な指導の下に生活し、学び、遊ぶ環境を構築すること
- ・子供の肥満に関するリスクを特定し、早期に公表すること
- ・栄養バランスが考慮された食品へのアクセス拡大を図り、脂肪分、砂糖、食塩を多く含む食品の流通を減少させること

また、次のステップとして、連邦政府及び州/準州政府の保健担当大臣らは協働して、カナダの青少年関係セクター及び社会関係セクターの公共機関、民間企業、非営利団体などの関係者を特定し、これらのリーダーまたは意思決定者らから広く知見を集め、優先行動の特定を図る方針とした。

## ③「子供の肥満予防啓発宣言」政策枠組みのスポーツ担当大臣らによる是認

2011年2月11日、ノバスコシア州ハリファックス市で開催された連邦政府-州/準政府スポーツ担当大臣年次総会において、「子供の肥満予防啓発宣言：健康的な体重維持の啓発活動に向けた連邦-州/準州の政策枠組み」が是認された<sup>35</sup>。

<sup>31</sup> Public Health Agency Canada, Creating a Healthier Canada: Making Prevention a Priority <http://www.phac-aspc.gc.ca/hp-ps/hl-mvs/declaration/index-eng.php>

<sup>32</sup> Creating a Healthier Canada: Making Prevention a Priority <http://www.phac-aspc.gc.ca/hp-ps/hl-mvs/declaration/intro-eng.php>

<sup>33</sup> Annual Conference of Federal-Provincial-Territorial Ministers of Health, September 14, 2010, St. John's, Newfoundland and Labrador <http://www.scics.gc.ca/english/conferences.asp?a=viewdocument&id=153>

<sup>34</sup> Curbing Childhood Obesity: An Overview of the Federal, Provincial and Territorial Framework for Action to Promote Healthy Weights <http://www.phac-aspc.gc.ca/hp-ps/hl-mvs/framework-cadre/intro-eng.php>

<sup>35</sup> なおケベック州は、‘子供の肥満予防啓発宣言’の共通目標を共有し州としての推進を図るが、当政策領

これは、2010年9月に保健担当大臣らによって策定された「子供の肥満予防」政策枠組みについて、スポーツ、身体活動、レクリエーション活動に係る政策が、保健省の主要政策課題である‘健康的な生活（Healthy Living）<sup>36</sup>’と接合する重要性が認識され、スポーツ担当大臣らが保健担当大臣らと協働することの合意を、保健セクターとの共同「宣言」として示したものである。

④「我らの健康と未来：健康的な体重維持に関する国民対話報告書」の公表

2011年3月、カナダ公衆保健庁（PHAC）は「我らの健康と未来：健康的な体重維持に関する国民対話報告書」を公表した<sup>37</sup>。

同報告書は、2010年9月14日の保健担当大臣らによる‘予防保健啓発宣言’及び‘政策枠組み’に基づき、全国レベルで実施したコンサルテーション活動などを通じて肥満対策に係る知見をさまざまな団体や個人より集め、得られた知見をまとめたものである<sup>38</sup>。

コンサルテーション活動は全国13都市で実施され、20回のイベントが開催され、実面の参加者数は延べ647人である。また、Facebook や Twitter などのソーシャルメディアも活用され、実面とソーシャルメディアを合わせた有効な意見（active contributions）を提出した人数は772人に及んだ。

---

域における全カナダ的戦略の推進には加わらない、というオプティングアウト条件を付している。  
Conference of Federal-Provincial-Territorial Ministers responsible for Sport, Physical Activity and Recreation, February 11, 2011, Halifax, Nova Scotia

<http://www.scics.gc.ca/english/conferences.asp?a=viewdocument&id=168>

<sup>36</sup> Health Canada, Healthy Living <http://www.hc-sc.gc.ca/hl-vs/index-eng.php>

<sup>37</sup> PHAC, Our Health Our Future – A National Dialogue on Healthy Weights Dialogue Report

<http://www.phac-aspc.gc.ca/hp-ps/hl-mvs/ohof-nsna/summ-somm-eng.php#a1>

<sup>38</sup> PHAC, News Release, March 7, 2011 ‘Health Ministers across Canada launch a National dialogue on childhood obesity’ [http://www.phac-aspc.gc.ca/media/nr-rp/2011/2011\\_0307-eng.php](http://www.phac-aspc.gc.ca/media/nr-rp/2011/2011_0307-eng.php)

## (2) スポーツを通じた地域活性化

カナダにおけるスポーツ政策は、連邦政府が中央政府として策定したものが州/準政府に垂直的に適用されるのではなく、2012年策定のカナダスポーツ政策（CSP2012）及び「協調行動に向けての連邦-州/準州優先事項 2012」に連邦政府及び州/準政府が準拠して、各々の政策立案を各々の管轄権における法の下に実施することによって推進が図られる。

地域の活性化は自治権を有する州/準政府がもとより所管するもので、連邦政府が関与することは基本的にない<sup>39</sup>。しかし、連邦政府が所管するプログラム補助金のように、州/準州政府または州/準州の公的機関が特定の政策事項に限定して連邦政府から申請ベースの補助金を受ける仕組みを通じて地域の活性化のための財源確保を行うことはある。

2008年1月の「国際スポーツイベント招致に関する連邦政策」<sup>40</sup>は、自治体が大規模国際スポーツ競技大会の招致活動を行うにあたり、民族遺産省スポーツカナダ局が調整役となり、さまざまな関係連邦政府機関が招致にあたって必要とされるサービスを提供することを定めた連邦政府の政策である。同政策は、国際スポーツイベント招致の目的として地域活性化を掲げており、スポーツカナダ局は財政支援のための大会招致プログラム（Hosting Program）を提供している。

同政策は、当初 1996 年に策定された。その後 2002 年策定のカナダスポーツ政策（CSP2002）、及び「協調行動に向けての連邦-州/準州優先事項 2002-2005」、ならびに2003年の身体活動及びスポーツ法の成立を受け、同政策の推進を図るべく、「国際スポーツイベント招致戦略ワークグループ」が設置された。同グループが2003年9月にまとめた報告書にはスポーツカナダ局内に国際スポーツイベント調整グループ（ISECG）の設置が勧告されており<sup>41</sup>、これを受けてスポーツカナダ局の主要大会招致課（Major Games and Hosting Division）内に ISECG が設置された<sup>42</sup>。

<sup>39</sup> WIP ジャパン（2013b）pp.169-208 を参照。

<sup>40</sup> Federal Policy for hosting International Sport Events  
<http://www.pch.gc.ca/eng/1358347824597/1358348020029>

<sup>41</sup> Strategic Hosting Work Group（2003）‘Report to the Secretary of State (Physical Activity and Sport) on Hosting International Sport Events in Canada - A proposal for a strategic framework’  
[http://canadiansporttourism.com/sites/default/files/docs/report\\_-\\_hosting\\_international\\_sport\\_events.pdf](http://canadiansporttourism.com/sites/default/files/docs/report_-_hosting_international_sport_events.pdf)

<sup>42</sup> Federal Policy for hosting International Sport Events  
<http://www.pch.gc.ca/eng/1358347824597/1358348020029>

## 第5章 カナダ

### 5. 参考文献

#### 【日本語文献】

- WIP ジャパン（2013a）「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」第5章 カナダ
- WIP ジャパン（2013b）「スポーツ政策調査研究（海外のスポーツ基本計画に関する調査研究）第5章 カナダ
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2012）「カナダ・米国における実績評価の動向及びその運用実態に関する調査研究」
- WIP ジャパン（2012）「スポーツ政策調査研究（ガバナンスに関する調査研究）」第4章 カナダ
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2008）「カナダにおける複数府省にまたがる政策の評価に関する調査研究」
- 観光庁（2010）‘カナダ先進事例調査結果速報<中間報告>’ 第4回スポーツ・ツーリズム推進連絡会議 2010.11.1
- 観光庁（2010）‘海外先進事例調査<カナダ>’
- 綾部恒雄監修、富田虎男、スチュワート・ヘンリ編（2005）「世界の先住民族—ファースト・ピープルの現在—07 北米」明石書店

#### 【英語文献】

- Lucie Thibault, Jean Harvey（2013）‘Sport Policy in Canada’ University of Ottawa Press
- Canadian Heritage, 2011-12 Report on Plans and Priorities
- Canadian Heritage, 2011-12 Departmental Performance Report
- Strategic Hosting Work Group（2003）‘Report to the Secretary of State (Physical Activity and Sport) on Hosting International Sport Events in Canada – A proposal for a strategic framework’